

社会福祉法人会計基準の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第157号)

(令和2年9月11日公布)

○ 社会福祉法人会計基準(平成二十八年厚生労働省令第七十九号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	現行
<p>第二十九条 計算書類には、法人全体について次に掲げる事項を注記しなければならない。</p> <p>一～十四 (略)</p> <p><u>十五 合併又は事業の譲渡若しくは譲受けが行われた場合には、その旨及び概要</u></p> <p><u>十六</u> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 計算書類には、拠点区分ごとに第一項第二号から第十一号まで、第十四号及び<u>第十六号</u>に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、拠点区分の数が一の社会福祉法人については、拠点区分ごとに記載する計算書類の注記を省略することができる。</p>	<p>第二十九条 計算書類には、法人全体について次に掲げる事項を注記しなければならない。</p> <p>一～十四 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>十五</u> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 計算書類には、拠点区分ごとに第一項第二号から第十一号まで、第十四号及び<u>第十五号</u>に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、拠点区分の数が一の社会福祉法人については、拠点区分ごとに記載する計算書類の注記を省略することができる。</p>

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の社会福祉法人会計基準(以下この項において「新会計基準」という。)の規定は、令和三年四月一日以後に開始する会計年度に係る計算関係書類(新会計基準第二条に規定する計算関係書類をいう。以下この項において同じ。)の作成について適用し、同日前に開始する会計年度に係る計算関係書類の作成については、なお従前の例による。